

平成27年度 国際科学技術共同研究推進事業 (戦略的国際共同研究プログラム)

「国際共同研究拠点」 (平成27年7月1日(水) 午後3時 締切)

1. 概要

1.1 「国際共同研究拠点」の趣旨

本公募では、文部科学省が指定する国・地域、分野において、相手国・地域と連携 した戦略的な国際共同研究を支援します。

本公募は、従来の国際研究協力により得られた成果やネットワークの実績を活かして、日本としての「顔のみえる」持続的な共同研究・協力を推進し、地球規模課題・地域共通課題の解決やイノベーションの創出、我が国の科学技術力の向上、および相手国・地域との研究協力基盤の強化に資することを目的としています。この目的に向け、科学技術外交上の観点から重要な国・地域において、共同研究や社会実装のためのオープンイノベーション拠点(以下、拠点)を設置し、相手国・周辺地域への成果の社会実装を意識した共同研究を持続的に推進します。加えて、設置した拠点を日本と当該国・地域との科学技術協力の象徴的存在として位置付け、研究活動の推進のみにとどまらず、同拠点を中核とした研究成果の展開活動などを精力的に行うことにより、日本と相手国・地域との連携強化を総合的に促進します。連携の相乗効果により、我が国の競争力の源泉となる科学技術を持続的かつ相互に発展させるとともに、拠点を通じた課題解決、研究・イノベーション人材の育成・交流、研究協力基盤の強化などのキャパシティ・ビルディングを目指します。

1.2 対象地域・分野について

本事業は、政府(省庁)間の科学技術・イノベーション協力に係る合意に基づいて実施されます。本年度の公募では、ASEAN 地域およびインドを対象とします。提案にあたっては、それぞれの国・地域の特徴を踏まえ、研究・協力の深化に向けた実効性ある構想が求められます。また、対象分野における協力を効果的に推進する観点から、日本国内および相手国・地域それぞれの複数の研究機関が緊密に連携した提案(複数機関から構成されるコンソーシアムによる共同拠点)を期待します。加えて、人文・社会科学分野の研究者や企業などとの協同により、研究開発成果の政策への反映や、社会実装を効果的に実施することを奨励します。

国立研究開発法人 科学技術振興機構

●ASEAN 地域:

(対象分野)環境・エネルギー、生物資源、防災を中心とする分野

ASEAN 地域を対象とする提案においては、地域全体との総合的な協力を推進するとの視点を踏まえ、拠点の研究活動が地域全体に広く普及することを目指し、既存の協力関係を有効に活用しながら、例えば、中核となる拠点に加え、ASEAN 域内の複数国・複数機関へのサテライト拠点の設置やネットワークの構築等を通じ、多くのステークホルダーと連携した共同研究、実装活動、成果普及などの活動を推進することが望まれます。

●インド:

(対象分野) バイオテクノロジー、情報・通信技術、環境・エネルギーを中心とする分野

インドを対象とする提案においては、卓越した研究成果・イノベーションの創出や社会実装に資する課題解決型基礎研究の推進および強固かつ持続的な研究協力基盤の構築を重視します。両国間の重要分野において、拠点の設置により、インド国内における優れた研究・協力関係をさらに発展・連携させ、研究開発、人的交流、社会実装を加速・深化させることが望まれます。

なお、医療、創薬、疾患分野などへの応用を目的とする基礎研究、および医学研究 を中心に据えた研究提案は、本公募の対象となりません。

1. 3 応募資格・要件

科学技術振興機構(以下、JST)は、上記の国・地域および分野における研究提案を募集します。申請者(以下、研究代表者)、およびその所属機関(以下、中核研究機関)は、以下の(1)~(2)の要件を満たしていることが求められます。また、応募に際しては、下記(1)~(2)に加え、「別紙 応募にあたっての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。なお、同一申請者が、2つの対象地域の両方について同時に提案することはできません。

- ・応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。
- ・研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体ないし一部を中止(早期終了) します。



(1) 研究代表者

- ・日本国内の研究機関など(大学・研究機関、企業などの研究機関を含む。以下同じ) に所属する常勤の研究者であること。
- ・実施期間を通して、責任者として提案された構想全体に責務を負い、リーダーシップをもって推進できること。
- ・当該研究提案の遂行の基礎となる研究成果を有していること。
- ・拠点設置先機関の研究者等との共同研究の成果を有していること。

(2) 実施機関・実施体制

- ・中核研究機関が、研究代表者とともに、拠点設置国・地域における当該研究分野 の日本の代表として、優れた研究成果・イノベーションの創出やその社会実装を 意識した拠点を牽引し、運営できること。
- ・既存の機関連携の実績などを踏まえ、日本および相手国・地域において、国際共 同研究拠点運営のために適切な組織体制が構築されていること。
- ・相手国研究機関などに拠点が設置可能であり、かつ応募時にその準備状況を示す 資料^{※1}を提示できること。また、採択後、速やかに、拠点設置・研究実施に関す る正式な機関間協定(Memorandum of Cooperation など)を締結できる見込みが あること。
- ・拠点の運営、研究の推進に関して、相手国機関側からもコミットメント (スペース、人的、資金的支援・協力など) を受けられること、あるいはその見通しがあること。
- ・主な研究活動が設置拠点において実施され、日本人研究者が常駐、もしくは定期 的に駐在し、拠点の中核的人員として機能できること^{※2}。また、拠点で活動する 研究者などのキャリアパスに十分配慮していること。
- ・拠点においては、対象国・地域での成果の社会実装のための活動を担うコーディ ネーター人材を配置し、積極的な普及・展開活動を実施すること。
- ※1:提案時は、少なくとも拠点設置に関してなんらかの合意方針が確認できるLetter などを提出してください。ただし、面接時、遅くとも採択時には、機関側責任者間の合意を示す資料など、より明確な根拠提示を、さらに、採択後速やかに、本研究実施に関するMOCを締結・提示していただく必要があります。
- ※2:中核となる拠点の他、複数国・複数機関にサテライト拠点を設置する場合、それらでも本要件を満たすことが基本となります。



2. 具体的な支援の内容

JST は、研究者同士の相互訪問を含んだ拠点共同研究を支援し、日本側機関の研究 チーム(中核研究機関および共同研究機関)に対して予算を配分します。この支援に より、日本側の研究チームは、相手国における拠点整備(施設取得費用は含まない) を行うとともに、相手国側機関と共同し、研究・成果の普及・展開などを実施します。

2. 1 採択予定数

ASEAN 地域、インドについて、各1提案程度を採択する予定です。

2. 2 支援期間

支援期間はおよそ5年間です。なお、3年次の中間評価、5年次の終了時評価を経て、所期の計画を達成し拠点が科学技術協力の象徴的存在となるインパクトを有するとともに、継続により更なる進展(社会実装等の成果創出、拠点の自立・持続性の確保)が期待できる課題については、さらに最長5年間まで、期間を延長する場合があります。

2.3 拠点共同研究提案の予算

JST は、中核研究機関、およびその他必要に応じてコンソーシアムを形成して協同する日本国内の複数の研究機関などと委託研究契約を締結します。日本側参加機関数にかかわらず、1提案あたりの研究費総額は、支援期間を通じて5億円(間接経費として直接経費の30%を含んだ額)を上限とします。JST は、提案の実施に際して、拠点設置先機関、およびその他海外の研究機関とは委託研究契約を締結しません。また国内の委託先研究機関から海外研究機関等への再委託は認められませんので、ご注意ください。

1提案あたりの各年度の予算額は、原則として、1億円(間接経費として直接経費の30%を含んだ額)を超えないものとします。

なお、平成28年度以降については、国の財政事業による予算上の制約、あるいは JSTが指名する本事業の研究主幹(P0)による進捗管理に基づき、減額を含め、各年 度の配布金額を調整することがあります。

また、延長された期間においては、継続による更なる進展(社会実装等の成果創出、 拠点の自立・持続性の確保)の見込みを踏まえ事業計画(各年度の配付予定金額を含む)を調整することとします。

拠点において相手国機関との共同研究を実施するにあたっては、本提案とは異なる 研究課題などとの適切な連携も期待します。

国立研究開発法人 科学技術振興機構

2. 4 拠点共同研究予算の使途

今回の公募に基づいて実施される支援は、科学技術外交上にも重要な国・地域において、共同研究や社会実装のための拠点を設置し、相手国・周辺地域への成果の社会実装を意識した共同研究を実施することを目的としています。このため、実装を見据えた研究開発を推進に加えて、研究成果の積極的なアウトリーチ、特に相手国・地域での実装に向けた支援活動などをある程度の割合で実施することが求められます。したがって、研究予算の使途としては、共同研究に必要な研究活動費、研究交流や成果広報などの支援活動費に加えて、成果の実装支援活動費を含みます。なお、本支援で支出できる具体的な項目は以下のとおりです。

(1) 使途

- ○直接経費
 - (a) 物品費(設備備品・消耗品費) 新たに設備・備品・消耗品などを購入するための経費
 - (b) 人件費・謝金など
 - (C) 旅費

原則として、旅費は研究代表者が所属する研究機関の規程に従って支出してください。当該研究開発の遂行に直接的に必要な実施者の旅費や招聘旅費、および、成果普及・展開のための活動旅費なども支出できます。

(d) その他

上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費 具体例)

- □成果発信のためのイベント開催費用
- 研究開発成果発表費用(論文投稿料、ホームページ作成費用など)
- □外注費(再委託に該当するものを除く)
- □機器リース費用、運搬費(専ら当該研究に使用する設備などに関するもの)

○間接経費

当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理などに必要な経費であり、上記直接 経費の合計の30%とします。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してく ださい。

(2) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

a) 建物など施設の建設、不動産取得に関する費用

国立研究開発法人 科学技術振興機構

- b) 研究代表者、主たる共同研究者※3の人件費
- c) 当該共同研究の実施に関連のない費用
- d) 間接経費としての使用が適当と考えられるもの
- ※3 主たる共同研究者とは、研究代表者と異なる日本側の機関に所属する共同研究者を代表する方を指します。

経費支出に関しては、委託研究契約にかかる各資料をご確認下さい。

http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/contract.html

2.5 知的財産の帰属

研究開発により生じた特許などの知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)に掲げられた事項を実施機関が遵守することなどを条件として、実施機関に帰属します。

2.6 実施機関間の取り決め

採択にあたっては、中核研究機関と拠点設置先機関との間で、必ず、本拠点設置を合意する根拠を提示(MOC: Memorandum of Cooperation などが望ましいが、困難な場合、なんらかの組織間合意を約束する根拠資料)が求められます。なお、採択後、速やかに MOC を締結し、写しを提示してください。

研究実施に際しては、全ての参画機関(日本国・相手国)は、少なくとも「知的財産権」「秘密保持」などについての取り決めが含まれた共同研究契約(コンソーシアム・アグリーメント等)を締結し、研究活動を実施してください。

3. 選考

3.1 手順

選考は、提案書に基づく書類(一次)選考とその合格者に対する面接(二次)選考の二段階で実施し、研究主幹(P0)ならびに外部専門委員により、「3.2選考基準」をもとに総合的に判断します。

- ・書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者に通知します。
- ・面接選考の対象となった提案者には、その旨を通知するとともに、面接選考の要領、 日程などについてお知らせします。面接選考では、提案者に構想を説明していただき ます。

3. 2 選考基準

以下の評価基準を適用します。

a) 事業趣旨、および目標と対象分野

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。研究期間における



目標が適切であり、またその根拠が妥当であること。

b)研究意義(課題の重要性、目標達成によるインパクト、波及効果など) 当該拠点における研究への取り組みが両国・地域にとって重要かつ妥当である こと。目標達成により、相手国・地域に対して、十分なインパクト、波及効果を 有すること。ASEAN については、ASEAN 域内に広く波及効果が期待されること。

c) 研究代表者

研究代表者が、提案された拠点運営、社会実装を意識した研究を推進する上で 十分な洞察力、および経験、リーダーシップを有していること。当該事業での支援期間中の共同研究を円滑に推進できる協力基盤(拠点設置先機関との協力実績を含む)を有すること。

d) 実施組織・体制

当該拠点による研究・協力を推進する上で、日本側、相手国側機関による協力・ 支援が得られる見込みがあること。また、各組織間の協力実績、連携上の必要性 などを踏まえ、本研究を推進する体制が適切であること。

e) 研究計画

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また予算計画であること(相手国研究機関との研究分担、拠点設置先機関のコミットメントを含む)。

f) 独創性、国際的優位性

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。

g) 研究・協力の有効性および相乗効果

相手国・地域の研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、 相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国・地域 研究機関との研究・交流により相乗効果が期待されること。

h) 研究成果の普及・展開可能性および拠点研究の継続性

課題解決に向けた成果の社会実装が期待できること。以下に示す持続的な国際 共同研究・ネットワークの強化、さらに普及・展開に向けた活動を含めて、自立・ 持続的な拠点共有と協力関係が構築できること、またその期待が高いこと。

- ○人的交流を通じた若手研究者の育成
- ○当該拠点を基盤とした相手国との共同研究の持続的な発展
- ○研究代表者・主たる共同研究者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
- ○相手国・地域における、科学技術協力の象徴的存在としての地位、日本の科学 技術プレゼンスの向上



4. 採択後の研究代表者の責務

4.1 計画書の作成

採択後速やかに、全体計画書、年度計画書を作成していただきます。各年度の計画は、研究主幹(P0)により承認されますが、計画内容については、進捗状況、あるいは政府(省庁)間の協力方針等を踏まえ、P0の判断により調整いただく場合があります。

4.2 進捗ミーティングの実施

代表者、参画者間で進捗、コンソーシアムの運営状況の確認などを目的とした定期 的なミーティング(年1回程度)を実施してください。

4.3 年度毎の進捗報告

研究代表者は、JST の提示する書式に従い、年度毎に速やかに拠点共同研究の進捗 状況報告をしていただきます。また、中核研究機関、また JST と委託研究契約を締結 した日本側共同研究機関は、支援費の経理報告を、毎年度終了後速やかに JST に提出 していただきます。

4. 4 終了報告

研究代表者は、期間内に実施した拠点共同研究の終了報告書を、共同研究期間終了後速やかに、JSTに提出していただきます。書式、提出期限などについては、適切な時期に、JSTより研究代表者に連絡します。

4.5 評価

拠点共同研究実施期間の中間時(3年次を目安)、終了時(5年次を目安)に課題評価を実施します。中間評価などの課題評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分(研究費の増額・減額や研究体制の見直しなどを含む)に反映されます。なお、評価結果によっては、研究の早期終了(中止)などの措置を行います。

また、研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況などについて追跡調査を実施します。

4.6 その他

研究代表者は、必要に応じて、JSTの要請に従い、資料の作成、協力などをしていただく場合があります。

4.7 スケジュール

公募期間:平成27年5月15日 \sim 7月1日(受付開始:平成27年6月1日)



書類選考:平成27年7月上旬~7月中旬

面接選考:平成27年7月中旬~7月下旬

採択決定:平成27年8月上旬